

埋立地約 8 割を江東区とする判決 09 月 20 日 15 時 34 分

東京オリンピック・パラリンピックで競技会場が設けられる東京湾の埋め立て地の帰属を大田区と江東区が争った裁判で、東京地方裁判所は、埋め立て地の 8 割近くを江東区とする判決を言い渡しました。

東京オリンピック・パラリンピックで、ボートやカヌーの競技会場となる「海の森水上競技場」などがある東京湾の「中央防波堤埋立地」について、大田区は江東区を相手取ってすべての帰属を求める訴えを起こしました。

20 日の判決で、東京地方裁判所の古田孝夫裁判長は、「東京湾は埋め立て工事が何度も行われ、それぞれの特別区に編入されてきた。江戸時代末期や明治時代当初の状況に基づくべきだという大田区の主張は採用できない」と指摘しました。

その上で、東京港臨海道路の中心線などを境界とするしました。

裁判所が確定させた境界では「中央防波堤埋立地」の 79.3%が江東区、20.7%が大田区となります。

競技会場の海の森水上競技場は江東区となる一方、港湾施設となっているエリアは大田区となります。

帰属が争われていた「中央防波堤埋立地」は、昭和 48 年に埋め立てが始まって以来、大田区と江東区が 40 年以上にわたって帰属を主張してきました。

こうした中、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、この埋め立て地にボート・カヌーの「海の森水上競技場」や馬術の「海の森クロスカントリーコース」が設けられることが決まったことから、大田区と江東区は大会までの解決を目指して 3 年前から話し合いを重ねてきました。

しかし、双方とも主張を譲らず、おとし2つの区が東京都に対して、地方自治法に基づく調停を申請したところ、都から江東区におよそ86%、大田区におよそ14%を帰属させるという調停案が示されました。

江東区は調停案を受け入れる考えを示しましたが、大田区は、「埋め立てられた海域ではかつて多くの区民がのりの養殖に従事してきた歴史があるが、調停案にはこうした歴史が反映されていない」として、調停案の受け入れを拒否し、帰属の割合の見直しを求めて裁判を起こす判断をしました。

都内ではこれまでも「お台場」や「大井ふ頭」の帰属が争われたことがあります。いずれも都の調停で決着していて、裁判で争われるのは初めてでした。

「中央防波堤埋立地」の帰属を巡って2つの区が激しく争う背景には、東京オリンピック・パラリンピックの競技会場を有益な遺産として、将来のまちづくりに活用したい双方の思惑があるといえそうです。

埋め立て地に整備されるボートやカヌー、それに馬術の競技会場は、東京大会の終了後もスポーツや観光振興の拠点としての活用に大きな期待が寄せられています。

まず、大田区は羽田空港や東京港とこの埋め立て地を一体的に活用することで、物流機能のさらなる強化を目指すだけでなく、この埋め立て地周辺を船で回遊する観光振興を行ったり、総合的なスポーツエリアを形成するというプランを描いています。

一方の江東区も、埋め立て地も含め、湾岸エリアで東京大会のために整備された施設や交通インフラを、将来のまちづくりに最大限生かす計画をすでに策定しています。

このうち中央防波堤埋立地については、屋外スポーツやレジャーの拠点として、都心近郊で豊かな自然を感じられるエリアにしたいとしています。

このため、埋立地がどちらの帰属となるかによって、互いにまちづくりの方向性が大きく左右されるだけに、大田区、江東区ともに絶対に譲ることができない状況になっているといえそうです。

20日の判決を受けて、大田区の松原忠義区長は「これまでの主張がどのように判断されているかを含め、今後判決内容を十分に精査してまいります」というコメントを出しました。

20日の判決を受けて江東区の山崎孝明区長が取材に応じ「判決の内容は意外でびっくりした。都の調停案と比べて江東区の比率が7%も減り、埋め立て地を作るときに江東区民がゴミや残土を運ぶトラックの公害に悩まされた歴史が全く評価されなかったと感じている」と述べました。

その上で、今後の対応については「大田区とはオリンピックまでに決めようという約束もあるし、これ以上裁判に税金をかけるのも区民の負担になるので、大人の対応が必要だとも思う。議会と議論をして決めていきたい」と述べました。